

業が、また、商業、サービス業を営む企業につきましては、資本金規模で一千万円以下または従業員数規模で五十人以下のいずれかの条件に該当する企業が、それぞれ中小企業者とされている次第であります。

しかしながら、中小企業基本法の制定後すでに十年近くが経過し、この間、経済規模の拡大等、中小企業をめぐる経済情勢の変化は著しく、このような変化に対応して、現行の諸法律における中小企業者の範囲の見直しを行なうよう、これまで関係各方面から強い要望が寄せられてまいりました。なかんずく、鉱工業その他の事業を営む中小企業者の範囲につきましては、近年における資本の充実の進展を勘案して資本金基準を引き上げるべきことが、また、商業、サービス業を営む中小企業者の範囲につきましては、特に業態面で他と異なる特性を有する卸売り業を取り出して、資本金基準、従業員数基準の双方を引き上げるべきことが強く要請されてまいつたわけであります。

政府といいたしましても、このような御要望に沿つて中小企業者の範囲を見直すべく、一昨年以来、内閣総理大臣の諮問機関である中小企業政策審議会の場において慎重な御検討をお願いしました結果、昨年八月、「七〇年代の中小企業の方針と中小企業政策の方向について」と題する意見書申により、本問題に関する同審議会の御意見をいただきました。本改正法案は、この意見書申の内容に沿つて中小企業者の範囲を改定しようとするものであります、その概要是次のとおりであります。

まず、中小企業者の範囲の改定の内容といたしましては、第一に、鉱工業その他の事業を営む企業につきまして、資本金基準を現行の五千万円から一億円に引き上げることとしております。この場合、従業員数基準は、現行どおり三百人に据え置くこととしております。この第二に、商業、サービス業を営む企業につきましては、卸売り業を営む中小企業者の範囲を新たに定めることとし、その資本金及び従業員数の基準

準をそれぞれ三千万円及び百人としております。この場合、小売り業及びサービス業を営む中小企業者の範囲につきましては、資本金基準の一千万円と従業員数基準の五十人を現行どおり適用することとしております。

このような改定のためには、中小企業者の範囲の原則的な基準を定めております中小企業基本法の規定を改定することもとよりいたしまして、その他、個別施策の裏づけとなつております。

各法律中の関係規定を改める必要があります。

これらの法律は、中小企業等協同組合法、中小企業基

近代化資金等助成法等であり、さきの中小企業基

本法を含めて合計十八法律となつております。

本改正法案は、これら十八の法律のそれぞれに

本則の各一条を充てることにより、一括して改正

を行ない、もって、中小企業諸施策の総合的、効

率的な実施をはかるとするものであります。

以上がこの法律案の提案理由及び要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいます。

ようお願い申し上げます。

○委員長(佐田一郎君) 次に、補足説明を聴取いたします。外山中小企業庁長官。

○政府委員(外山弘君) ただいま大臣が御説明申

し上げました提案理由及び要旨を補足して、簡単

に御説明申し上げます。

中小企業施策の対象となります中小企業者の範

囲は、経済社会情勢の推移と関係施策の整備に

伴つて変化を遂げまいりました。総じて申しま

すと、わが国経済規模の急速な拡大に合わせて、

中小企業者の範囲もときを追つて広げられてきた

わけであります。すなわち、このときには、

これまでの施策における中小企業者の範囲を

そのままに定めることとし、この従業員数基準を

改定する必要がないこと等の理由から、これを据

え置くこととし、この従業員数基準と平均的に見

合う資本金額を算出することにより、資本金基準

を現行の五千万円から一億円に改めることとした

します。

次に、商業、サービス業を営む中小企業者の範囲

につきましては、卸売り業が、その業態面・機能面

における特色から見まして、小売り業と比較して

大規模の経営とならざるを得ないことにかんが

み、これを取り出して別途の中小企業者の範囲を

定めることといたします。その際従業員数の基準

としては、中小企業者となる企業の比率が小売り

業等の場合とバランスすること等の点に留意して

百人とし、また、この従業員数基準と平均的に見合

う資本金額を算出することによって、資本金基準

を三千円とするなどといたします。なお、小売り

業及びサービス業を営む中小企業者の範囲につき

業を営む企業につきましては、従来の一般的資本基準である一千円を据え置くとともに、従業員数基準の三十人を五十人に引き上げることにより、中小企業基本法第二条等における現行の中企業者数の増加により必要となる財政資金は著しく、このような変化に対応して現行の中小企業者の範囲の再検討を行なうよう、中小企業関係各方面から強い要望が寄せられた次第であります。このため、政府といいたしましても、昭和四十年後半から、中小企業政策審議会の場での検討をお願いし、その結果、昨年八月の意見書申にて、現行の中小企業者の範囲を改定する方向をお示しいただいたいわけであります。本法律案によると、中小企業基本法等の改正は、この意見書申にてお願いし、その結果、昨年八月の意見書申によつて現行の中小企業者の範囲を改定することを目的とするものでありますが、その基礎となる考え方は次のとおりであります。

まず、鉱工業その他の事業を営む企業に関しましては、特に現行の三百人という従業員数基準を改定する必要がないこと等の理由から、これを据え置くこととし、この従業員数基準と平均的に見合う資本金額を算出することにより、資本金基準を現行の五千万円から一億円に改めることとした

次に、商業、サービス業を営む中小企業者の範囲につきましては、卸売り業が、その業態面・機能面における特色から見まして、小売り業と比較して大規模の経営とならざるを得ないことにかんがみ、これを取り出して別途の中小企業者の範囲を定めることといたします。その際従業員数の基準

としては、中小企業者となる企業の比率が小売り業等の場合とバランスすること等の点に留意して百人とし、また、この従業員数基準と平均的に見合

う資本金額を算出することによって、資本金基準を三千円とするなどといたします。なお、小売り業及びサービス業を営む中小企業者の範囲につき

ましては、特にこれを変更する理由がないところから、従業員数基準の五十人と資本金基準の一千円を現行どおり適用することとしております。

以上のようないくつかの中小企業者の範囲の改定に伴い、新たに中小企業者の範囲に取り込まれます企業の数を試算いたしますと、工業についておおむね五百七十、卸売り業についておおむね三千五百となっております。政府といいたしましては、このようないくつかの中小企業者の増加により必要となる財政資金について、本年度の予算、財投を通じて所要の配慮をいたしております。特に、小規模の企業者に對しましては、いやしくも施策の薄まりなどが生じることのないよう十分意を用いており、本年度の新規政策として、小企業経営改善資金融資制度及び個人事業主報酬制度の創設、中小売商店振興法案の提出など、関係施策の抜本的拡充をはかります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいます。

以上、この法律案につきまして補足説明をいたしました。何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○委員長(佐田一郎君) 以上で説明の聴取は終りました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は御発言を願います。

○林虎雄君 いま御説明になりました中小企業基本法の改定について、若干質問を申し上げたいと思います。

ちようどことしはこの基本法が制定されてから十年目に当たると思いますが、また中小企業庁が設置されてから二十五年になると思います。この

間、中小企業行政について種々論議され、中小企業政策審議会などでこれらの中小企業政策の方向はかなりはつきりした形で打ち出されてきている

と思います。この中でも中小企業の自助努力が認められておりますが、これがともすれば、従来しばしば見られましたように中小企業の優等生教育に結びつけられがちであります。政府の近代化政

策にしても構造改善施策にしても、この施策に乗つてこれらのは中小企業のうちでも上位規範

のものが多いと思います。零細企業は絶えず取り残されるばかりか、施策に乗ったものと乗らないものの格差が開くばかりではないか、こういうふうに思われるわけであります。零細企業は常に苦しんでいるのが実情であります、この現状の中、何よりも基本法を改正して中小企業の定義を広げることをしなければならなかつたのかといふ点について、まず大臣にお尋ねいたいと思います。

○國務大臣(中曾根康弘君) 中小企業政策の中で零細企業が一番重要なとおっしゃられる林委員の御主張には、私も非常に共鳴するところでございます。中小企業の中にもいろいろ千差万別ございまして、かなり知識力、経営力を持つたものもございますが、やはり底辺には膨大な零細企業群がまだごめいでおるというのが実情であります。中小企業の一一番の重点は零細企業に置かなければならぬ、こういう点についてはわれわれも大いに反省し、戒めていかなければならぬと思つておるところでございます。

しかししながら、中小企業基本法の制定によりまして中小企業者の範囲が定められてからすでに十年経過しております、この間経済規模はかなり大きく変わってまいりました。それで、今日の定義改定は、このような変化を踏まえつて関係方面からの御要望をしんしゃくして、範囲を現在の経済規模にふさわしいものに改めようとするものであります。特に鉱工業関係、あるいは問屋とか卸売りとかそういう中小企業も大いにございます。それらの中小企業の中にはかなりの資金力を必要とするというのも出てまいりまして、やはりこの程度の改定、上限を上げておくことは必要ではないかと思うのでございます。しかし、われわれがこの範囲内において行なう政策の重点は、御指摘のように、あくまでも零細企業を重点を置きまして、それをできるだけ上位に格づけるように經營改善、援助を私たちは努力してまいりたいと思っておるわけでございます。

○林虎雄君 中小企業の範囲を広げることにより

まして、政府の中小企業施策の恩恵を受けるといいますか、そういうものが製造業では五百ばかりの企業と四千弱の卸売業であります、この中におそらく中小企業と言ひ得ないような工具のあるトップメーカーなどは今度入るわけであります。メーカーの名称は申し上げませんが、御存じだと思います。このよう大きな、むしろ大企業の範囲に入るべきものだと思われるものが、まあ玩りです。メーカーの名称は申し上げませんが、御レッテルが張られるわけですが、中小企業の施策を受けさせる必要がないようなものまで今まで今度対象になるおそれもあるわけであります。このような企業では、自分の力で海外市場を開拓し、ブランドにものを言わせて国内でも販路を拡張しているという事実もございますが、こういうものまでも中小企業の範囲に入るということは少し矛盾ではないかというふうに考えますが、この点、いかにお考えになりますか。

○國務大臣(中曾根康弘君) 御指摘のようなケースも若干出てくると思います。しかし、私たちの政策の一つのねらいは、零細企業からはい上がり次第に上位へ上位へと規模を拡大し、経営を充実させ、そして、いずれは零細企業も中堅企業に成長する、いすれは二部にも上場する、そして将来は一部にも入っていく、そういうような積極的な向上心をそりながら、創意と努力によってその成果があがっていくようにしていくというのが、自由経済をたてまえとするわれわれの考え方でございます。そういう立場から、おそらくすべての企業は零細から始まっておると思うわけでございますが、零細が次第に実力をたくわえて伸びていくというかつこうにおきまして、上位のほうになつたものについては、若干そういうことも出てくると思うのでございますけれども、しかし、常にそういう可能性を秘めて、努力と創意によつてはさらに伸びていけるという一つの方向をつくるところとも、われわれの経済運営、経済政策として大事なポイントではないかと思うのであります。

そういうように実力を持って成長してきた上限に近いものにつきましては、現実にいろいろな金融であるとかそのほかの適用を行ないます場合に、緊急性あるいは実力その他から見て、中金やその他の金融その他についても当然かかるべき考慮が払われるべきである、重点は零細企業にあるという方向を申し上げましたが、そういう方面に沿つて金融や援助措置というものは当然重点的にござります。企業庁長官でけつこうです。

○政府委員(外山弘君) 大臣からお話をございましたように、小規模企業に対する施策の重要性においては、私どもも強く認識しているわけでございますと、いわゆる個人事業主報酬制度といつたものを創設いたしまして、また、中小同族会社の留保所得加算課税制度を緩和いたしまして、それほど国が具体的な施策にあたって力を入れる必要はない、運用面におきましてそういう識別をしながら行なわしていただきたい、そういう実力を持つてきて自分でやれるというものについてまで、それがどう方向を申し上げました。やはり一億円程度の資金というものをめどに、上限を上げまして適用範囲を広げるということは、いまの経済規模のスケールから見てやむを得ない処置ではないかと思うわけでございます。

○林虎雄君 中小企業の範囲の拡大の問題は、かなり以前から論議されてまいつた問題であります。定義の改定に慎重な人々が口にするのは、中小企業施策が、前にも申し上げましたように、上位規模の中小企業に傾斜するおそれがないかといふ点であります。資本金一億円というような、また数百人の従業員を持つておる中小企業と、全くいなかのよろず屋式のものも同じ中小企業として法律で施策を施すということころに無理があるような感じがいたすわけであります。上位規模の中小企業は、経済政策として従来どおりの施策を行なうとしても、零細企業に対しては割り切つて、むしろもう少し変わつた形で、たとえば社会福祉的なものを加味する必要があるのではなかろうかと、こういうふうな感じもいたすわけであります。

○林虎雄君 わが国の中小企業の法律体系は、中小企業基本法以下他の国に比べてかなり整備されてしまつて、それをできるだけ上位に格づけるようになっておくことも、われわれの経済運営、経済政策として大事なポイントではないかと思うのであります。この点を十分に考慮をされまして、衆議院の附帯決議もありますように、中小企業施策が上位規模に傾斜することのないような措置をするとともに、特に小規模企業に対する施策、たとえば小企

業経営改善資金の融資制度などは金利をもつと大幅に引き下げるなり、あるいは事業規模を大幅に縮小するとかそのほかの適用を行ないます場合におよそらく中小企業と言ひ得ないよう、まあ玩りです。メーカーの名称は申し上げませんが、御存じだと思います。この点については、中小企業の努力は相当に評価されていいのではないかと思いますが、しかしながら、中小企業特惠対策臨時措置法とか、小売商業調整特別措置法などに、特に小規模企業に対する施策、たとえば小企

のようない部の法律は、法律が施行後ほとんど運用されていないのではないか、こういうふうな感じもいたします。また、下請代金支払遅延等防止法や百貨店法のようなくる法、これはしばしば私も質問いたしたわけあります、全くざる法といつても差しつかえないと思います。こういうこともまた事実であると思います。行政府である通産省としては、従来のきめのこまかい中小企業に対する幾多の法律がもつと生かされて運用される必要があると思いますが、その点についての御感想を承りたい。

○政府委員(外山弘君) ただいま御指摘がございましたような法律の運用問題につきましては、そ

ういった傾向があるということは私ども考えないではないわけでございます。ただ、行政法規と

いうものは、変転する経済社会の実態と社会の情

勢を踏まえまして、助成を行なつたり、改善を行

なつたり、規制をしたり、そういうようなことでござりますので、実態面で予期しない変化やある

いは規制上の技術的な困難性、あるいは法律によ

る規制の限界といつたことによりまして、見方に

よつては、法律内容やあるいはその運用が不徹底

になるという場合もあり得るというふうに考えま

す。しかし、われわれはこれらの諸法規を、やは

り極力社会の要請にこたえて、誠実かつ適切に運

用していく責任を持っているわけでございまし

て、各界からの要望や批判を謙虚に受けまして、

今後とも法の適切な運用に最大限の努力をしてま

りたい、こう考える次第でござります。

○林虎雄君 制定された当時の三十八年の際の附

帯決議に、「紛争処理のための機構の整備につい

ては、早急に中小企業政策審議会に諮問し、公正

且つ実行力のある機構を設けるよう考慮すること。」とあります。この附帯決議も政府は必ずしも尊重しておるとはいえないようあります。現

在のことこころ、中小企業団体の組織に関する法律の

目的に準拠するところの中央中小企業調停審議

会、この審議会も、この前の政務次官会議で中小

企業安定審議会に吸収合併されることがきめられ

てているようになりますが、また、小売商業調整特別措置法の目的に準拠する調停員制度などが設けられておりますが、これらの紛争の処理の機構整備はどのようになっておりますか。

また、基本法制定の際の質疑にもありますように、中小企業の紛争処理の機構の一元化についての御感想を伺いたいと存じます。

○政府委員(外山弘君) 御指摘のように、附帯決議に基づきまして、当時、その問題を検討するた

め、中小企業政策審議会に調整小委員会というものが設けられまして、この問題についての検討が

行なわれました結果、昭和三十九年の二月に「中

小企業者と中小企業者以外の者との事業活動の調整について」の答申がなされたことはそのとおり

でございます。私どもとしましてはこの答申を踏

まえまして、昭和三十九年の七月に中小企業団体の組織に関する法律の一部改正を行ない、大企業

と中小企業の間の紛争処理について所要の法制整

備を行なつたわけでございます。

すなわち、まず第一に、商工組合は、中小企業者以外の者が大規模な資格事業の開始また拡大を

することができるといふふうに思いますが、この

業種、業態に即したきめのこまかいものが必要と

されると、たいていの企業が非常に多くあります。

それともう一つは、中小企業施設もおのずから

多いわけあります。中小企業施設もおのずから

業種、業態に即したきめのこまかいものが必要と

されると、たいていの企業が非常に多くあります。

一方、これはまた産業の育成にとどまらず、国民の生活に潤いと豊かさを与える商品を確

保するといった意味からいたしましても、きわめて意義のあることかと考えておるわけでございま

す。

いまも御指摘ございましたように、伝統産業と

いうのはひととおり沖縄などとしまらず、全国各地にお

きましてそれぞれの独自の技法と素材を産出し

て、きわめてユニークな特色のある製品を産出い

たしておるわけでございます。当省におきましては、本年度全国の民芸品産業につきまして、その

実態を把握するための調査を実施いたしました。

また、学識経験者からなる委員会を設置いたしま

して、その委員会の場で振興対策の方向等につい

て検討いたしておるわけでございますので、この

ような実態調査の結果、あるいは検討の結果を踏

まえまして、積極的に、また全国的に伝統品、伝

統的な工芸品産業の振興につとめたいと考えてお

ります。

○林虎雄君 中小企業の法体系で欠けるものとい

たしまして、中小企業が風水害などの災害を受け

た場合の法的措置があげられると思います。現在

のところ中小企業が台風、豪雪等の災害によって

被害をこうむった場合、いわゆる激甚災害の指定

を受けると、政府系の三機関から年三%の特利で

融資をされることになつてはおりますが、これだけでは不十分である。中小企業が風水害などの災

害を受けた場合に、その損害をすばやく補償し

て、中小企業の経営の安定をはかることをねらいとする中小企業災害補償法というようなものを制定してほしいという要望が日本商工会議所などから出ていると思います。参考までに農業の場合は、すでに昭和二十二年に農業災害補償法が制定されておりまして、事務費とか防虫費とか等について國から補助金が出ておるわけであります。農業と同一にものを考えろとは言いませんけれども、しかし、弱小企業などでは災害などの場合に、もう立ち上がるとのできないような場合も往々に見受けられるわけであります。政府は、この種の法律の制定に対しでどのようなお考えを持っておるか、承りたい。

○林虎雄君 法案についてちょっと承りたいと思
います。
す。
失に対処するというふうなことをやっているわけ
でございますが、どうも中小企業者の場合は、や
はりそれらの農業とは事情を異にしているという
ふうに私どもとしては考へておるわけでございま

○政府委員(外山弘幸君) 中小企業者の災害復旧をはかるためには、まず何よりも円滑な資金の確保といった点が重要であると思ひます。このために、先ほども先生が御指摘になりましたように、激甚災害に対するための特別な財政援助等に関する法律ということによりまして、激甚災害指定の場合には特利で融資が行なわれるということをやつておるわけでございますが、そのほかにも災害関係の補償の促進といったことをはかるために、保険限度を別ワクにするとか普通保険のてん補率を引き上げる、あるいは低い保険料を適用する等、保険の特例が適用されることになっていくわけでございます。また、激甚災害に指定されない場合でも、政府の関係金融機関におきまして貸し付け限度の引き上げ、あるいは貸し付け期間及び据え置き期間の延長等を内容とする特別貸し付

け制度を設けて簡易迅速に融資を行なう。特に、既応の貸し付け金の償還猶予についても彈力的な取り扱いを行なっているわけでございまして、これらの方置によりまして十分資金を供給し得る態勢ができてゐるというふうに私どもは考へてゐるわけでござります。

○林虎雄君 法案についてちょっとと承りたいと思
います。

製造業等の場合、資本金の基準は五千万円から一億円に引き上げられておりますが、従業員数の基準は、三百人未満という現行の基準は変わつてないのですが、その理由はどうでありますか。従業員数は、業種の性格によりまして同じ規模の企業でも当然異なつてくるのであります。いわゆる人手を多く要する労働集約型の産業は、企業の大きさの割合には従業員数が多いのであるうし、逆に装置型産業では従業員数は少なくても足りるわけであります。特に従業員数にこだわる理由は少しもないよう思いますがあ、この点どうでありますか。従業員数の規模三百人といふと、資本金規模に直すと、業種によつて異なると思ひますが、おもな業種別に見た場合にどのくらいになりますかどうか。

○政府委員(外山弘君) 製造業の資本金基準の引き上げにつきましては、御指摘のとおり、従業員数規模を基礎としておりまして、今回の改定にあたりましては、従業員数基準は三百人のまま据え置くこととしたため、結局基本法制定時の従業員数規模を基準としていることになるわけでござります。

基本法制定時に従業員数三百人というのを基準としたのは、一つは、基本法制定時以前に中小企業者として助成対象にされていた企業を最大限、基本法における中小企業者として取り込むため、当時、中小企業者の定義として使われていた最大の従業員数規模である三百人を採用したわけでござります。

それからもう一つは、基本法制定時以前に、中小企業等協同組合法等におきまして、中小企業者の定義の基準として従業員数三百人以下が採用さ

○林虎雄君 法案についてちょっと承りたいと思
います。

製造業等の場合、資本金の基準は五千万円から
一億円に引き上げられておりますが、従業員数の
基準は、三百人未満という現行の基準は変わつて
いないのであります。その理由はどうであります
か。従業員数は、業種の性格によりまして同じ
規模の企業でも当然異なつてくるのであります。
いわゆる人手を多く要する労働集約型の産業は、
企業の大きさの割合には従業員数は多いのである
うし、逆に装置型産業では従業員数は少なくても
足りるわけであります。特に従業員数にこだわる
理由は少しもしないように思いますが、この点どう
でありますか。従業員数の規模三百人というと、
資本金規模に直すと、業種によつて異なると思
ますが、おもな業種別に見た場合にどのくらいに
なりますかどうか。

○政府委員(外山弘君) 製造業の資本金基準の引
き上げにつきましては、御指摘のとおり、従業員
数規模を基礎としておりまして、今回の改定があ
たりましては、従業員数基準は三百人のまま据え
置くこととしたため、結局基本法制定時の従業員
数規模を基準としていることになるわけでござい
ます。

それから第二に、従業員数は同規模の企業でも業種により当然異なるのじゃないか、だから、特に従業員数にこだわる理由はないのではないかと、いう点の御指摘でございます。現行の中小企業者の定義におきまして、資本金基準と従業員数基準の双方に着目いたしまして、そのいずれかを選択できることとしている基本的な理由は、たとえば同じ製造業等の中でも資本多使用型と申しますか、資本を多く使う業種、あるいは労働多使用型と申しますか、労働力を多く使う業種といつたばらつきがあることを考慮いたしまして、これらに對してなるべく平等に中小企業施策の恩典を与えるとしたからでござります。したがつて、御指摘のような業種による差異に対しても、従業員数と資本金額とをともども勘案することによって、適切な規模の企業を定義の中に位置づけられるというふうに考えられますし、資本金額あるいは従業員数のいすれかを無視しようと、逆に業種間のバランスを失する結果を生ずるのはないかと、いうふうに考えた次第でございます。なお、従業員数基準を無視した場合には、個人企業を定義の中に位置づけることが、その尺度がなくなってしまうというふうなことも考えておるわけでございます。

も、資本金 자체は企業の正味資本の相当部分をあらわすだけでありまして、それだけで取り上げてあまり意味が少ないのではないかというふうに思われられる。企業規模を見るのでありますれば、企業の資産総額とか、資本でも自己資本と他人資本を加えた総資本で見たほうがよいようになりますし、自己資本だけを取り上げるにしましても、資本金のほかに利益準備金の積み立てなどがあると思います。現に 中小企業対策の恩恵を受けたいために資本金だけを低く抑えている例もなことはないようであります。むしろ一般的には企業の大きさを見る場合に、年商額があらわすことが多いのではないかと思います。そのほかに利益率とか企業の大きさをあらわすには、いろいろな指標で総括的に判断されることのほうがより適切であるというふうに思います。そのほかに利益率とかこれを検討するお考えはどうかということをお聞きしたい。

規模と従業員規模とによって中小企業が定義づけられているわけでございます。したがいまして、こうした行政の連続性という観点からも現在の定義のしかたを維持したいというふうに考えているわけでございます。御指摘の資本総額、あるいは総資本、年商額、利益率といったような指標を用いて定義することも検討に値する案と考えられますが、これらも必ずしも外形上明確にとらえにくいという問題もございます。また、好況とか不況とかいうときどきの経済の動向に大きく左右される指標であることも事実でございます。そういう点を考えますと、先ほど申しました行政の明白性と申しますか、中立性と申しますか、さらには連続性の確保、こういったような見地からは、法律上の採用としては必ずしも適切ではないというふうに考へるわけでございます。しかし、御指摘の諸点については今後も研究はしてまいりたい、こう考える次第でございます。

○林虎雄君 幾度も繰り返すようになりますが、

中小企業の定義は、今回の改正案が通れば製造業

などの場合、資本金一億円以下または従業員数三百人以下ということで、その一方に該当すればいいことになっておりますね。しかし、石油化学など資本集約的な装置産業などの場合は、資本に比

べて従業員数が少ないのが通常であります。石油

化学を中小企業の対象とするのは、ちょっと持つ

てくるのは適当かどうか知りませんが、從来、従

業員の三百人といいますと、資本で見ると相当大きな規模になると思います。三百人といえばかなり大きなものだといふに考へられる。したがつて、この資本金と従業員どちらでもこれに該当すれば中小企業の範疇に入るわけであります

が、そういうふうに一方で考へなくて、むしろ両方を合わせた形でのほうが、どちらでもいいとい

うよりも、資本金が七千万円であるとかあるいは従業員数が二百人であるとか、まあ、例であります

が、そういうふうに定義したほうが妥当と思うのであります。この点どのようにお考へでござい

ますか。

○政府委員(外山弘君) 現行の中小企業者の定義におきまして、資本金基準と従業員数基準とを

「又は」の関係に置いている基本的な理由は、た

とえば同じ工業の中でも、先ほど申し上げまし

たが、資本多使用型の業種あるいは労働多使用型

の業種といったばらつきがあることを考慮いたし

まして、これらに対して、なるべく平等に中小企

業施策の恩典を与えるようというためにこうしてい

るわけでございます。また、一部の中小企業施

策、主として団地協同組合等の組織化対策等につ

きましては、資本金ないし従業員数の上限を若干

はみ出るような企業が参加したほうが望ましいと

いう場合があることも、一つの考慮理由であるか

と思います。このように「又は」を採用している

結果、資本金ないし従業員数のいずれかが相当に

大きい企業が中小企業施策の対象に入ってくるお

それがあることは事実でございます。しかし、反

面、「かつ」ということにいたしますと、従業員

数の小さい企業が自己資本の充実のために努力し

た結果、中小企業施策の恩典を受けられなくなつ

てしまふ、こういった不都合が生ずるかもしれません。中小企業者の発展性を尊重するというた

めでなく、もう少しきめこまかく業種を検討でき

ないものかどうか。同じこれに載っております業

種によつても、同じ一億円の業種であつても、い

わゆる大手の艦隊に入るものもあるかと思いま

す。したがつて、いまお尋ねしたように、もう少

しきめこまかい検討というものは無理かどうか、

これをお聞きしたい。

○政府委員(外山弘君) 中小企業政策が非常に多

岐にわたる政策から成り立つて、あるいは政

策上の理念も一般的な不利の補正、あるいは中小

企業構造の高度化、事業活動の機会の確保、そし

て、こういったことを通じる格差の是正や従業員

福祉の向上、こういったきわめて多面的なものに

なつておりますが、この用途を考えた場合、たと

えば商業などでは店舗の改修などの需要が多かる

ことがあります。まず、貸し付け限度額は百万円以内と

なつておりますが、この用途を考えた場合、たと

えば商業などでは店舗の改修などの需要が多かる

うと思います。しかしながら、百万円の資金では

一体何ができるか。都会においては売り上げ増進

に効果的な店舗改修ができるかどうか、きわめて

疑問である。百万円ではあまりにも過小ではない

かというふうに思います。

○林虎雄君 この中小企業対策の中でも、まあ從

業その他の業種に属する事業を主たる事業とし

て「おるもの」ということになりますが、これだけ

でなく、もう少しきめこまかく業種を検討でき

ないものかどうか。同じこれに載っております業

種によつても、同じ一億円の業種であつても、い

わゆる大手の艦隊に入るものもあるかと思いま

す。したがつて、いまお尋ねしたように、もう少

しきめこまかい検討というものは無理かどうか、

これをお聞きしたい。

○政府委員(外山弘君) 中小企業政策が非常に多

岐にわたる政策から成り立つて、あるいは政

策上の理念も一般的な不利の補正、あるいは中小

企業構造の高度化、事業活動の機会の確保、そし

て、こういったことを通じる格差の是正や従業員

福祉の向上、こういったきわめて多面的なものに

なつておりますが、この用途を考えた場合、たと

えば商業などでは店舗の改修などの需要が多かる

うと思います。まず、貸し付け限度額は百万円以内と

なつておりますが、この用途を考えた場合、たと

きなければ解決できない、という場合もあるうと思
います。まあしかし、地価、家賃の高騰を考え
ても、そういう場合にも店舗の移転はまず不可能で
あるうというふうに考えられます。

また、貸し付け期間が二年以内となつておりますが、実際問題として二年で固定資産投資の償却をするることは無理ではなかろうか、こう思います。中小企業庁はどういう根拠で貸し付け限度額一百万円、期間二年をはじき出されたのであるか、伺いたい。この法案を検討された当時は、現在のような激しい物価の上がりが予想されなかつたときかもしれませんが、現状から見まして、また今後、貸し付け限度額ワク及び期間の大枠拡大などをする必要があるようになりますが、どのようにお考えでありますか。

いまとする小企業経営改善資金融資制度創設の背景、ねらいといった点の問題でございます。

中小企業基本法は、小規模企業に対する金融、税制等の施策面での特段の配慮を求めておりま

す。で、小規模企業の中でも特にその大部分を占める小企業は経営内容が不安定である、あるいは業歴が浅いものが多い、特に担保、信用力が乏しいといった等の理由にかんがみまして、金融面ではきわめて困難な立場に置かれていることが一つの事情でございます。また一方、現在小企業対策の大きな柱として商工会議所、商工会を通じまして経営改善普及事業ということを行なつておるわけでございますが、この指導を受けました者に对する金融措置が必ずしも十分でないために指導の効果が薄れるとか、あるいは指導を受ける意欲が十分でないとか、そういう事態もございまして、経営改善普及事業の円滑な推進上大きな問題となつてゐる。これが第二の問題点かと思います。こういったことを考慮いたしまして、特に小

企業者に対して指導と金融というものの「一体化」をはかる、そして、経営改善普及事業の一そうの実効性を確保いたしまして小企業者の経営改善を促進するため、今般、こういった制度を創設したわ

けでござります。

次に、この貸し付け限度百万円、期間二年というのはどういう算出根拠かというお尋ねでござりますが、貸し付け限度を百万円というふうにいたしましたのは、国民金融公庫におきます本制度の対象企業層に対する平均貸し出し金額といったものをはじめと、約九十九万円になつてゐる。で、百万円以下の小口資金の需要が大部分を占めていることが統計的に出てくるわけでございます。この点が一つの重要な考慮事情だつたと思います。また、貸し付け期間を二年としたのは、本制度の貸し付け限度が百万円以下と小口であるためにおそらく平均貸し付け金額は五十数万円になるんではないかで、貸し付け期間を二年としても、一月当たりの平均返済金額を考えますと、小企業者の負担はそれほど、この程度で大きはないんではないかというふうに考えたわけでございます。もちろん、先ほども御指摘がございましたように、確かに情勢の変化も逐次進んでいます。それからまた、本年度から始まつただけに、いまだ十分に実行上の問題点を確認していないわけでございます。しかし、ともかくもこの制度をもつと有効に小企業者のために働くさせるためにも、貸し付け限度あるいは貸し付け期間につきましてもっと有利な措置を講じなければならぬといふに考えております。で、先ほども申し上げましたが、貸し付け限度は少なくとも倍ぐらいにはしなくてはいけないんじゃないいか、あるいは貸し付け期間につきましても、二年では短くて、三年ぐらいに延長して据え置き期間を設けるというふうな配慮をしていかなければいけないんではないか、こう考えてゐるわけでございまして、四十九年度の予算要求にはそういうことを強く要請してまいりたい、こう考えている次第でございます。

は何でありますか。この中に家族の従業員というものは含まれてあるかどうか、この点伺います。

○政府委員(外山弘君) 小企業改善資金の融資対象を小企業ということと限定した理由は、一応、次のように考えておるわけでございます。

まず、中小企業のうちでも特にその大部分を占めるのが小企業でございまして、経営内容が不安定であるとか業歴が浅いとか、担保、信用力が乏しいというふうな事情にあるわけでございます。金融確保の面でござつて困難な立場に置かれていためには、経営改善のための強力な施策が特に必要な企業層であるのではないかということがまず第一でございます。

また、現在、中小企業対策の中で小企業に対しまして特にやっている制度もございまして、信用保険制度におきまする特別小口保険制度、あるいは協同組合における小組合制度、こういったような特別な施策が小企業対策としてあるわけでございますが、この制度もそれに準じて考えるのが適当であるというふうなこと、こういったような事情から小企業ということに限定してこの制度を考えたわけでございます。

次に、お尋ねの常時雇用従業員の内容でございますが、一応、現在の小企業に対する融資機関として最も中心的な役割りをしておりまする国民生命融公庫における運用と合わせることで検討していくわけでございます。これによりますと、家族従業員は、常時雇用従業員の数には含まれないことになつておりますて、まあ、それと平仄を合わせてやるのがいいのではないかと、こう考えておる次第でございます。

議所とか商工会の経営改善普及事業を効果めらしめるために創設されたもののようにあります。したがつて、この商工会議所、商工会等の窓口を通じて融資が行なわれるのですが、将来、こ

の窓口を拡大してそれ以外の、つまり、商工会議

○政府委員(外山弘君) 小企業經營改善資金融資制度は、先ほども申し上げましたように、經營改善普及事業における商工会、商工会議所の經營指導に基づき、小企業者が經營改善を行なうにあたって必要とする資金を融資するというのが、今回の場合にあります。そこで、他方、こういった無担保、無保証という形で優遇された条件で行なわれるわけでござりますので、その対象となる企業は經營指導を十分に受ける、そして經營内容、經營意欲について商工会、商工会議所が十分把握しているものであるということが必要であると思います。こういった經營改善普及事業の一環として行なう制度であるということにかんがみまして、私どもとしましては、商工会、商工会議所の經營指導を受けてない者を本制度の融資対象とするということは適切ではないというふうに考へておるわけでござります。

○林虎雄君 今回の改正によりますと——これは下請代金支払遅延等防止法との関係であります。が、改正によりますと、資本金五千万円以上一億円以下の親事業者と下請け関係にある資本金一千円以上五千万円以下の下請け企業との取り引きは下請代金支払遅延等防止法の規制から除外され、その保護を受けられなくなるのではないかと、このような規模の小さな一部の下請企業が保護の対象からはずされることになるおそれはないか。この点政府は、その保護についてどのように考へられておられますか。

○政府委員(吉田文剛君) 下請法は、中小企業と大企業との取引等、取引上の力の大きな差のある場合に規制する法律でございます。今度中小企業

基本法が改正されなければ、資本金一千万円から一億円の事業者は、中小企業として同様に取り扱われるになります。従来、下請法は五千万円で親企業と下請企業を区分しておりますが、その区分の理由はなくなったわけでございます。先生おっしゃいますとおり、今回の下請法の改正がされますと、資本金五千円をこえ、一億円以下の事業者と取引しております資本金一千万円超五千円以下の下請事業者の取引につきましては、保護の対象からはずされるということになるわけでございますが、この部分につきましては、独占禁止法の一般指定の十に優越的地位の乱用防止の規定がござります。独禁法によりまして監視、指導を強化いたしまして、下請取引の条件が悪化することのないように十分に配慮してまいりたいと思ひます。

よりの利益の減少を製品の原価の切り下げによつて補おうとつとめるでありますよう、それが外注単価の切り下げにはね返つてくるわけであります。ですから、下請中小企業は、人手不足による人件費の高騰など、原価の上昇にあえぎながら受注単価のほうを逆に切り下げられるというおそれは多分にあるわけであります。したがつて、不況を迎えてたちまち經營に行き詰まつてしまふといふことも想像にかたくないのです。

この親事業者の発注の単価の切り下げによって、下請代金支払遅延等防止法等では類似のものと比較して著しく低くなつてゐる。また、かつ本当に定められた場合についてのみ規制の対象になるようであります。実際にはその認定がむづかしいと聞いております。現行法では、規制の対象がきわめて限定的でありますので、これを數える場合は少ないのではないか、救済はなかなか不容易ではないのではないかと思ひます。不況に対処しての一方的な親事業者の発注単価の切り下げ等に對して何らかの規制を検討しなければならないよう思いますが、これは非常にむづかしい問題であります。ただ、不況になれば下請企業だけがその犠牲をいられるということになりますが、これに対する何らかのブレーキ的な措置についてお考えがあつたら承りたいと思います。

○政府委員(吉田文剛君) 確かに先生おっしゃるところ、いわゆる下請代金の買いたたきでござりますが、これは下請法第四条第一項五号で「下請事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を不当に定めること。」、これは禁止されているわけでございます。ただこの場合、単価の引き下げが業界全般にわたつております場合は適用がしにくい、されない。また「著しく低い」あるいは「不當に定め」ということの認定が確かにむずかしいという点はあるようでございます。したがつて、不況期等に下請単価の切り下げといふのを一律に禁止したらどうかというような考え方方でございますが、そういうふうに下請単価の切

り下げを一律に禁止するというようなことは、逆に下請事業者の受注量の減少であるとかその他の取引条件の悪化をもたらすというおそれもございまして、必ずしも適当ではないのではないかとうふうに考えられます。むしろ下請単価というものは親事業者、下請事業者が十分に協議して、納得したところに定められるようになりますが、親事業者が協議して決定するというふうにすることが望ましいのではないかというふうに考えております。

○林虎雄君 下請代金支払遅延等防止法について公取のお考えをちょっとお聞きしたいと思ひます。

それは、前にも伺ったことがござりますが、法律には、「一応下請代金の支払いについて、下請業者の給付を受領した日から六十日を経過した日から支払い期日までの期間について、その日数に応じて云々」というのがありますし、大体六十日以内に親事業者は下請業者にその代金を支払わなければならぬということになつておりますが、これは全く空文になつておるわけですね。手形などについても、もう六十日なんという手形は全く數が少なくて、はなはだしいのは百五十日、それ以上というのもあるのが現状であります。したがつて、この法律がほとんど生かされておらない。そこで、下請業者は親企業者に対して苦情を申し込めば、逆に親企業者は発注をしないというようなことから、非常に弱い立場にあるために泣き寝入りをしておると、こういう法律のあることは承知を受け取つて、そうしてそれを銀行から割引をしてもらつて、からうじて經營をしておるというのが実態であります。

これに対して中小企業庁と公取では、かつて親事業者に対して注意を通告しておりますね、二

回か三回やつておると思ひますが、ただそういうこの法律を実行してもらいたいというだけでもつて、それだけにすぎないので、罰則規定もないために、この法律といふものは全く空文のような実情になつておることは、公取においても御承知だと思います。中小企業厅はなお承知しておられると思いますが、この法律をもつと生かす、そうして下請業者がもう少し憲がつけるような措置がないものかどうか。この下請代金支払遅延等防止法に対する法の改正であるとかいうようなこと、あるいは行政の積極的な指導、勧告というようなことができないものかどうか、この法律の実施の実態について、率直な御意見を企業厅と公取双方から承りたいと思います。

○政府委員(吉田文蔵君) 確かに先生おっしゃるところ、支払い遅延利息という制度がございまして、下請事業者の給付を親事業者が受領した日から六十日を経過した場合には、その経過した日から支払いをするまでの期間について、その日数に応じて遅延利息を払わなければいけない、あるいはまた手形につきましては、下請代金の支払いについて手形で払った場合は、支払い期日まで、つまり給付の日から六十日までに一般の金融機関で割引を受けることが困難であるような手形を交付してはいけないというような規定がございます。こういう点については、従来必ずしも十分な実効をあげ得るというような措置をとられていないと思いますが、手形の点につきましては、私どものほうで強力に指導いたしまして、標準手形期間というものを繊維産業あるいは機械産業等において設けておりまして、もちろん六十日というような手形ではございません、それより長い百二十日というような標準手形制度をきめておりまして、ただこの手形についての規定の趣旨は、その六十年までに一般の金融機関に持つていけば割り引ける、しかし、その割り引けることによって下請事業者が不當に不利益を受けないというものであればよろしいという趣旨でござりますので、必ずしも六十日以内の手形でなければいけないというふう

体的な数値上の根拠はございません。

一般にこの二十メートルの根拠でございますが、実は類似の法体系として消防法がございますが、消防法の場合も大体十五メートル以上というふうな形になっております。で、石油精製設備というのは大部分消防法の適用を受けるのでござりますが、あいつた危険物を大量集積しております場合でも、消防法に基づきます省令として十五メートルというふうな形になつております。実際民家との距離が十五メートルかと申し上げますと、相当な距離をとつております。その辺がこの二十メートルの根拠並びに実情でございます。

○大矢正君 そうなつてると、これは自治省、消防庁を呼んできて、ここであなたのほうで考

えておる消防法に基づく距離はどういう根拠があるのかといふようなことを聞いてからでないと、正確なお答えはあなたからはいただけないといふことになるわけですが、それは間に合いませんからここで申しませんが、いずれにしても、先日のテ

レディでも出ておりまして、被害者がおりましてそれが言つておりましたが、境界線から二百メートル離れておるところの自分の住宅でも、あの事故の際に窓を開けたら、顔が熱くてとにかく窓を締めなければいけなかつた、しかも焼けた鉄板なんかなり

大きなものが飛んできている、それもテレビでやられておりました。境界線から二百メートルも離れていてもそれだけの激しさがあるにもかかわらず、二十メートルでよいという根拠はそれはもうすでに失われたと、そういう判断をしてさしつかえないのでないかといふように私は考えますね。ただ何メートルがいいかということになると、それは非常にむずかしい。ある程度これは常識として、あるいは、過去における事故が起こった際に火が及ぶ範囲とか熱気の及ぶ範囲はどの程度であったとか、そういうことも、非常に簡単なことではあっても常識的に私は一つの根拠になるのではないかと思うのです。

問題はやはり二つあると思うのです。この種の

事故を起さないための処置を保安上どういうふ

うにとるかという問題が根本的に一つあると思うのですね。これは起こさないことが第一ですか

ら。それからしかしそうはいつても、現実に出

光のように起つてありますし、あるいは、まあ異質のものではありますが、大分における住友工

場のように、倉庫に入れた肥料が火災のために燃

えるというようなことも現実には起つておるわ

けですから、そういうものが起きた際に防災上ど

ういう措置をとるべきか、あるいは起ることを

前提にして、どういう防災上の措置をとつておくべきかという二つの問題が私はあると思うんで

す。そこで、先般、新聞等にも出ておりました

が、建設省がこれはもちろん研究の一つの目安と

して出されたものではありますけれども、関

東大震災のような大型地震が起きた際におけるコ

ンビナートと、それから市街地もしくは人家との

距離はおむろ五百メートルぐらいが必要だと。

できればもとと必要だけれども、最小限度五百

メートルぐらいはやはりないと、化学工場等の周

辺には大きな被害が生ずるおそれがあるので、で

きれば五百メートル程度の断層を、空間をと言ひ

ましようか、そういうものをやっぱり持つたほう

がいいではないか、遮断をする意味でというふう

なことが出ておりますがね。これが即これから

防災上、たとえばコンビナートと民家との間の距

離にそのまま適合するかどうかは別といたしまし

て、そういうことが政府の一つの機関であります

建設省から出されているということと、今度のこ

の問題との関係についてはどのようにお考えを

持つておられるか、お答えをいただきたい。

○政府委員(林信太郎君) お答え申し上げます。

建設省から日本都市センターに委託して作成さ

れました、京浜臨海部防災遮断帯整備基本調査及

び京浜臨海部防災遮断帯防災効果調査報告書とい

うのが出ております。これは、大震災に備えまし

て京浜地区のコンビナートとの防災遮断帯として

一応理屈的な遮断帯の幅員を測定、推測したもの

でございまして、それを五百メートルとしておる

わけですね。そもそも土地を持つてい

る人間が家を建てる場合に、横に工場があるから

といつて自分のほうから家を建てないというばか

なことはないんであつて、へいから五十センチ離

れてさえいれば、家を建てるとはもう当然の権

利としてこれは認められているわけですね。ですから、そ

れは法律上も何も言えないわけですね。ですから、そ

しも不十分である点もございませんけれども、考

えます者といたしましても、総合して十分考慮に

入れていかなければならない問題だと考えており

ます。

いまの理想的な遮断帯というのは、工場から民

家のほうに五百メートルのオーバンスペースをと

るべきである、こういう報告書でござります。私

どものほうは、いろいろ立て方がなお不適確でござりますけれども、たてまえとして工場側に極力

空間を、距離をとつていく、こういう形で考えて

おります。

先ほどの二十メートルは、へいのないような場

合には民家ということでございますが、コンビ

ナートの場合には境界線からという形で計算をい

たしております。したがいまして、建設省のこの

報告書にいわれますオーバンスペースと、私ども

のほうのなるべく工場の内部に施設、タンク等を

引つ込まれるということが両々相まちまして、こ

の工場の災害防止に寄与していくべき問題ではな

かるうか、問題であるというふうに考えておりま

して、なお建設省ともその後十分連絡をとつてお

ります。

○大矢正君 具体的な話ですがね、境界線の外側

にたとえばかなりの空間があると、あるいは保て

るような条件で工場が立地するなら、これは問題

はないと思いますね。たとえば川があるとか、そ

れから、まあ、川じゃなくても国有地があると

か、あるいは都道府県の土地があるとかといふよ

うなことで、現実にそこに住宅なり、そういう人

が住むようなものが建設される可能性がないとい

う場合は、それはまあそれなりでけつこうですが

ね。しかし、現実問題としてたとえば工場の境界

線がありましたら、法律上からいけば、その境界

線から五十センチ離れりや住宅を建てる権利はあ

るわけです。そうでしょう。何も土地を持ってい

るわけですね。たいてん残念ながら大臣は、

いや、いまの法律はそこまで考えていないからそ

れはそれとして、別個な問題として考えるを得

ないのだという御答弁がありました。ところがこ

の間、公明党の峯山君が質問いたしましたら、私

に対する答弁とだいぶ違いましたして、やはり工場立

地法の中でできる限り最大限、防災上の趣旨も盛り込まなきやいかなというような御答弁であります。だいぶニニアンスが違ってきておるわけですね。貴様の違いで私が質問するとだめだと、しかし、峯山君ならこれは貴様があるから十分な答弁をされたのかどうかわからぬけれども、実際にしておられるかですね。私は、せつかく工場立地法を審議いたしておるのでありますからして、もちろん、その工場立地法の中で実行できる部分、できない部分があるとは思いますが、またいまこの段階にきて工場立地法を修正せよ、あるいは防災に必要な事項をつけ加えよと言いまして、政府としてもなかなかむずかしかろうと思ふ。あらためて次期国会等においてそういうことをされるならできるでしょうけれども、国会もここまで迫つてまいりますればなかなか困難でしょうね。しかし、運用上、工場立地法の中で防災措置に關してできることがあれば、最大限それを活用してやはりやるべきではないかという私の考え方がありますが、大臣、いかがでしようか。

システム開発調査委員会、委員長は離波東大教授でございますが、これを設けて、コンビナートにおける集積の影響や設備間距離の問題、周囲環境の影響等に着眼いたしまして、いろいろな設計やら防災体制やら、コンビナートのモデル基準について科学的検討を行なつておりまして、これも本年度中に結論を見る見込みであります。そういう諸般の検討、それからさらには大規模な爆発実験も行ないまして、保安距離の拡大等について具体的な検討も急がしたいと考えておるのでございまして、そういうような最終的結論が出るまでの間の暫定的措置として、具体的に次のようない指導を強力に行ないたいということであります。

新增設につきましては、エチレンセンターについて、高圧ガスの設備とそれから当該事業所の一般民家に関する境界線との距離を二百メートル以上とする等の措置をとり、本年十月以降に決定される予定の新規着工地點、四十八年度において二ヵ所、四十九年度において二ヵ所の予定であります。が、これに直ちに適用する。既設のものにつきましては、エチレンセンターについて、高圧ガス設備と一般民家との距離を百五十メートル程度とする等の措置をとる。またこれらの措置とあわせて、今回のコンビナート総点検の結果を踏まえて次のような措置を早急に実施させたいと思つております。

それは、地域住民の安全をより一そろ確保するため、民家との境界線に沿つて植樹、散水施設の拡充、あるいは防護壁の設置等の措置を必要に応じて講じさせる。各種のマニュアルの整備、保安教育訓練の強化、緊急時の措置の徹底などの措置を講じさせるとともに、高圧ガス危害予防週間——本年十月に予定しています——に、コンビナート全事業所を対象に臨時に、この点を含めて保安体制の自主的点検を緊急共同防災訓練とともに実施させる、こういう予定でございます。

○大矢正君 いま大臣がおっしゃられました部分の中で、既存のエチレンセンターについての高圧ガス設備と一般民家との距離を、少なくとも百五

一メートル程度とさせる等の指導を行なうといふ御説明であります。この意味は、設備と一般民家ですから、境界線と設備との関係というものについては明確な内容にはなつておらぬということになりますね。その点はどうなんですか。たとえば私の手元にも一、二、三級事業所の分類があり、また提出いただいた資料の中には高圧ガス設備から民家との距離、あるいは境界線からの距離と、いろいろと書かれたものがありますが、現実にいまおっしゃられたような既存のものについては、百五十メートルというのは具体的にどういうことをさすのか。

それから、たとえばのこと——既存のものについて云々ということから、既存の工場の中で特に住民と話し合いをする、その他地方自治体とともに話し合い等をして、これに相当する程度の距離をあけるためのまあ立ちのきその他の話し合いをせなければいけないわけですね。そういうところが現実に起こつてくるのかどうかといふ、二点について事務当局からお答えをいただきたい。

○政府委員(林信太郎君)　ただいまの御質問に補足的に御説明申し上げます。

第一点でございますが、既存の設備の場合には、民家との距離は百五十メートル程度に指導してまいりたいということでござりますので、新增設の場合の民家がございます境界線から計算してというやり方とは違うわけでございます。これはすでに工場ができ上がっておりまし、その民家も事实上存在しておりますので、なかなかむずかしい問題でございます。本来ならば、大矢先生ただいま御指摘のように境界線からという形をとるべきであります。とりあえずの当面の指導目標でございますので、したがいまして、この既存の分につきましては、民家との距離という形で進めてまいりたい。

それから第二点でございますが、こういった指導基準の変更ではございますけれども、民家との話し合いが当然起きてまいります。私ども手元に持っております資料でいろいろチェックいたしましてまいります。

すと、相当困難なところもあるうかと思つておりますが、この辺はただいま大臣の答弁にもございましたように、極力強力に指導してまいりたいと、いうふうに考えております。

ね。何がないと、私も百五十メートルはけつこうでございますとは言えないのです、その辺もう一度ひとつ答弁願いたいと思うのです。

○政府委員(林信太郎君)お答え申し上げます。

百五十メートルの暫定指導基準という考え方、線を出しました背景、経緯でございますが、たまたま出光事故を契機に省内に設けられました事故調査委員会に計装、化学反応、安全、あるいは捜査といったような各方面の一級の専門家が何度も会合されたわけです。そこで、前回大矢先生から御指摘もございましたが、私ども関係者がそういう問題を出して、その際に伺いました専門家の一つの定着した常識と申しますか、これは世界的にそういうものだというふうに教えられたわけでござります。

御紹介申し上げますと、爆風によります死亡の距離が、直接爆風による死亡の距離が三十五メートル、飛散物は別でございます。それから輻射熱、特に徳山の場合には冷却用のプロピレンの二百トンに余りますものが長く燃焼し続けましたので、それの輻射熱ということで周囲の民家にたいへんな不安を与えております。で、この輻射熱によります危険の限度と申しますか、それが大体百メートルぐらいだというふうに言われております。したがいまして、そういう状況を前提にしながら、いろんな委員の方の意見も総合いたしまして、とりあえずの指導基準といたしまして百五十メートル程度ということにしたわけございます。

それから、これで防災措置はだいじょうぶだというものではございません。ただいま大臣の御答弁の中にもございましたように、境界線に植樹をするとか散水装置を設けさせるというふうな、あるいは場合によりましては防護壁を設けさせるというふうな、そういう防災施設も併用いたしまして、この周囲、民家に対する安全に万全を期してまいりたいということをございます。

○大矢正君最後にお尋ねしますが、この一般高圧ガス保安規則といふものは、これはお直しになる考え方があるのかどうか。さつきから申してお

りますように、これは二十メートルあればいいと書いてあるわけですから、これがある限りは、まあ通産省にからつてまで大きな企業がやるとは思われないけれども、しかし理屈から言うと、こ

の規則がある限りは、製造施設から境界線まで二十メートルあればこれはかまいませんということにならざるを得ないわけでしょう。規則はそうだけれども、行政指導として別なことをやりますと

いうのもちょっと矛盾した話ですね。これはどうなさるのですか。

○政府委員(林信太郎君)ただいまの二十メートル以上というのは省令の規定でございます。高圧ガス取締法の法律のほうには、この必要な技術基準をきめなければならぬと。したがいまして、技術基準を省令でどう書くかということの問題か

と思つております。二十メートルの表現に、記述につきましては、コンビナートに関しまして先ほど大臣答弁にございましたように、高圧ガス審議会の結論を待ちまして、省令は改正するつもりであります。

○大矢正君もし、その改正をするならば、単に保安距離の問題だけではなくして、まだやはり純粋な意味の技術基準となるべき内容のものもあるでしようし、それから特に指摘をしたいのは、

一級事業所の場合は保安検査を三年に一回、二級事業所の場合は二年に一回、三級の場合は一年に一回。それはもちろん企業者側自身の自主保安と

いうか、自主点検をおやりになるのでしょうかけれども、三年に一回役所が点検をすりやいといふ

この請願の趣旨は、第五〇九二号と同じである。

一、電設資材の確保に関する請願(第五一二六号)(第五一二七号)(第五一二二号)(第五一三三号)(第五一三四号)(第五一三五号)(第五一四五号)(第五一四六号)(第五一五四号)

八月三十一日本委員会に左の案件を付託された。

第一、電設資材の確保に関する請願(第五一二六号)(第五一二七号)(第五一二二号)(第五一三三号)(第五一三四号)(第五一三五号)(第五一四五号)(第五一四六号)(第五一五四号)

八月三十一日本委員会に左の案件を付託された。

第一、電設資材の確保に関する請願(第五一二六号)(第五一二七号)(第五一二二号)(第五一三三号)(第五一三四号)(第五一三五号)(第五一四五号)(第五一四六号)(第五一五四号)

八月三十一日本委員会に左の案件を付託された。

第一、電設資材の確保に関する請願(第五一二六号)(第五一二七号)(第五一二二号)(第五一三三号)(第五一三四号)(第五一三五号)(第五一四五号)(第五一四六号)(第五一五四号)

この請願の趣旨は、第五〇九二号と同じである。

ないか。たとえば地方自治体にこれを委任をして、地方自治体がやるといたましても、地方自治体としてそのような、ある程度点検できるよう有能な技術者を集めるといいましても、現実的には非常に困難が伴うと私は思いますので、そういうことを含めて今後ひとつ御検討をいただきたいということを要望いたしまして、私、質問を終わりたいと思います。

○理事(鈴木亨弘君)他に御発言もなければ、本日の調査はこの程度にいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十六分散会

八月三十一日本委員会に左の案件を付託された。

第一、電設資材の確保に関する請願(第五一二六号)(第五一二七号)(第五一二二号)(第五一三三号)(第五一三四号)(第五一三五号)(第五一四五号)(第五一四六号)(第五一五四号)

八月三十一日本委員会に左の案件を付託された。

第一、電設資材の確保に関する請願(第五一二六号)(第五一二七号)(第五一二二号)(第五一三三号)(第五一三四号)(第五一三五号)(第五一四五号)(第五一四六号)(第五一五四号)

八月三十一日本委員会に左の案件を付託された。

第一、電設資材の確保に関する請願(第五一二六号)(第五一二七号)(第五一二二号)(第五一三三号)(第五一三四号)(第五一三五号)(第五一四五号)(第五一四六号)(第五一五四号)

八月三十一日本委員会に左の案件を付託された。

第一、電設資材の確保に関する請願(第五一二六号)(第五一二七号)(第五一二二号)(第五一三三号)(第五一三四号)(第五一三五号)(第五一四五号)(第五一四六号)(第五一五四号)

八月三十一日本委員会に左の案件を付託された。

第一、電設資材の確保に関する請願(第五一二六号)(第五一二七号)(第五一二二号)(第五一三三号)(第五一三四号)(第五一三五号)(第五一四五号)(第五一四六号)(第五一五四号)

八月三十一日本委員会に左の案件を付託された。

第一、電設資材の確保に関する請願(第五一二六号)(第五一二七号)(第五一二二号)(第五一三三号)(第五一三四号)(第五一三五号)(第五一四五号)(第五一四六号)(第五一五四号)

この請願の趣旨は、第五〇九二号と同じである。

この請願の趣旨は、第五〇九二号と同じである。

第五一三三号 昭和四十八年八月二十一日受理 電設資材の確保に関する請願 請願者 石川県能美郡寺井町寺井二一六一 甲石川県電気工事工業組合内 山本義松

第五一三四号 昭和四十八年八月二十一日受理 電設資材の確保に関する請願 請願者 愛媛県伊予市米綾五九二伊予地区電気工事組合長 德永良一外一名

第五一三五号 昭和四十八年八月二十一日受理 電設資材の確保に関する請願 請願者 川原電気工事工業組合理事長 米沢外秋

第五一四五号 昭和四十八年八月二十二日受理 電設資材の確保に関する請願 請願者 石川県金沢市広坂一ノ九ノ一六石川原電気工事工業組合理事長 米沢外秋

第五一四六号 昭和四十八年八月二十二日受理 電設資材の確保に関する請願 請願者 長崎市金屋町七ノ一四長崎県電気工事業工業組合理事長 吉川親次

第五一四七号 昭和四十八年八月二十二日受理 電設資材の確保に関する請願 請願者 和歌山市岡山丁九和歌山県電気工事業組合理事長 谷口正紀

第五一四八号 昭和四十八年八月二十二日受理 電設資材の確保に関する請願 請願者 兵庫県宝塚市中山寺字奉公田一一小松秀雄

第五一四九号 昭和四十八年八月二十二日受理 電設資材の確保に関する請願 請願者 兵庫県電気工事工業組合内 小松秀雄

第五一五〇号 昭和四十八年八月二十二日受理 電設資材の確保に関する請願 請願者 中村禎二君

第五一五一号 昭和四十八年八月二十二日受理 電設資材の確保に関する請願 請願者 兵庫県宝塚市中山寺字奉公田一一小松秀雄

第五一五二号 昭和四十八年八月二十二日受理 電設資材の確保に関する請願 請願者 中澤伊登子君

第五一二七号 昭和四十八年八月十八日受理 電設資材の確保に関する請願 請願者 紹介議員 鈴木省吾君

第五一二八号 昭和四十八年八月十八日受理 電設資材の確保に関する請願 請願者 紹介議員 世耕政隆君

第五一二九号 昭和四十八年八月十八日受理 電設資材の確保に関する請願 請願者 紹介議員 水谷正紀君

第五一二七号 昭和四十八年八月十八日受理 電設資材の確保に関する請願 請願者 紹介議員 江藤智君

第五一二八号 昭和四十八年八月十八日受理 電設資材の確保に関する請願 請願者 紹介議員 川本卓治君

第五一二九号 昭和四十八年八月十八日受理 電設資材の確保に関する請願 請願者 紹介議員 中沢伊登子君

(協会の業務)

- 第十二条 協会は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行なう。
- 一 伝統的工芸品の製造の事業に関する経営の改善及び合理化その他当該事業の健全な経営に関し調査、研究及び指導を行なうこと。
 - 二 展示会の開催その他需要の開拓を行なうこと。
 - 三 会員に対し、伝統的工芸品に関する需要の状況、製造の技術又は技法、原材料等について情報の提供を行なうこと。
 - 四 振興計画の作成及びその実施について助言、指導等を行なうこと。
 - 五 伝統的工芸品の原材料、製造過程、品質等の改善に関する研究を行なうこと。
 - 六 伝統的工芸品に関する資料の収集及び調査を行なうこと。
 - 七 その他協会の目的を達成するため必要な業務を行なうこと。

(罰則)

- 第十五条 第九条第一項又は第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三万円以下の罰金に処する。
- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前項の刑を科する。
- 第十六条 第十三条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行の際現にその名称中に伝統的工芸品産業振興協会という名称を用いている者については、第十三条の規定は、この法律の施行の日から六月間は、適用しない。

(通商産業省設置法の一部改正)

3 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のよう改正する。
第二十五条第一項の表中繊維工業審議会の項の次に次のように加える。

伝統的工芸品 産業審議会	伝統的工芸品産業に関する重 要事項を調査審議すること。
-----------------	--------------------------------

本案施行に要する経費としては、約三億五千万円の見込みである。

昭和四十八年九月二十一日印刷

昭和四十八年九月二十一日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

H